

第23期第10回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年1月30日（金）15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・・・・・・・・ P1～P29
- (2) 漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）・・・・・・・・ 別冊
- (3) 特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の
設定（案）について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・ P30～P32
- (4) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）・P33～P39
- (5) 佐賀県に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）・・P40～P44
- (6) 令和8年度福岡県小型いかつり漁業の佐賀県許可隻数について（協議）・P45～P49
- (7) 第40回筑肥漁場協議会について（報告）・・・・・・・・・・・・・・・・ P50～P54
- (8) たこつぼ漁業（延縄式たこつぼ漁業）許可方針〔長崎県入漁許可〕について（諮問）
・・・・・・・・ P55～P59
- (9) その他

水産第 3964 号
令和 8 年(2026 年) 1 月 7 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針（本文）案
2. 佐賀県資源管理方針（別紙）案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 伊藤
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 44.7 千トン（令和 5 年）、生産額は 309.5 億円（令和 5 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら日本海・東シナ海系群」から「別紙3-16 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年6月24日より施行する。

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

別紙 1 - 1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 5

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

③ 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ （大型魚）を採捕する 漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 及び大臣許可漁業 を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1 - 7

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1 - 8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1 - 9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

いさき九州北・西海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）におけるCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出したCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

がざみ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業におけるCPU Eを直近5年間（2018～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

第1 水産資源

あかむつ九州北西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

第1 水産資源

このしろ有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

第1 水産資源

しばえび有明海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—14

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—15

第 1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和●年●月●日</u></p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 <u>44.7</u> 千トン（令和 <u>5</u> 年）、生産額は <u>309.5</u> 億円（令和 <u>5</u> 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 8（略）</p> <p>附則</p> <p>この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。</p> <p>附則</p>	<p>○佐賀県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 7 年 6 月 24 日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 山口 祥義</p> <p>第 1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、生産量 <u>62.9</u> 千トン（令和 <u>4</u> 年）、生産額は <u>251.9</u> 億円（令和 <u>3</u> 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第 2～第 8（略）</p> <p>附則</p> <p>この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。</p> <p>附則</p>

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年6月24日より施行する。

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和4年7月1日より施行する。

附則

この方針は、令和5年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年2月7日より施行する。

附則

この方針は、令和6年12月17日より施行する。

附則

この方針は、令和7年6月24日より施行する。

別紙 1

別紙 1—1～1—5 (略)

別紙 1—6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業 (定置網を使用するものに限る。))

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

別紙 1

別紙 1—1～1—5 (略)

別紙 1—6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業 (定置網を使用するものに限る。))

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになかったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行うくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

る。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1—7～3—16（略）

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1—7～3—16（略）

水産第 4 2 1 3 号
令和 8 年 (2026 年) 1 月 21 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量
の設定 (案) について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙 (案) のとおり定めたいので、同条第 2 項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当 : 農林水産部 水産課 漁業調整担当 江頭・伊藤)

くろまぐろに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

19.1トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	9.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

20.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	10.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	10.0トン

7 水管第 2402 号
令和 7 年 12 月 19 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)
くろまぐろ (小型魚)	19.1 トン
くろまぐろ (大型魚)	20.7 トン

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、令和8年2月9日開催の第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を令和9年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和8年2月9日

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

尾 田 成 幸

佐賀県農林水産部水産課 課長

横 尾 一 成

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第4回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会談を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱いが、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県糸島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで。

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姪島、姪島の西側および南側沿岸
300メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すること
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの問題を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信託にもとづき賦徴に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は4通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合地区漁業調整委員会
委員 録 田 録

浦	丸	正
宗		国太
中	島	甚右
久	保	山勝太
宮	崎	清四
身	崎	吉三
宮	崎	義
今	林	久
高	崎	東
井	上	惣
栗	村	英

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長 矢 野 政

佐賀県経済部水産課長 牛 島 繁

水産庁福岡漁業調整事務所長 山 田 隆



覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から令和7年までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため令和8年2月9日開催の第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の令和7年を令和8年に、附帯事項のうち1の令和7年を令和8年に改めたほかは、いずれも令和7年2月4日調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から

1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1, 450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は令和8年4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和8年2月9日

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

富 重 信 一

藤 野 秀 司

畑 中 鶴 見

井 上 博

上 田 直 子

太 田 耕 平

川 寄 和 正

池 田 宏 子

荒 卷 信 弘

坂 本 安 則

川 添 光 尚

浦 丸 清 廣

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

尾 田 成 幸

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

横 尾 一 成

附 帯 事 項

令和8年2月9日調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、令和8年9月16日から令和8年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。

3 漁業許可証

覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

福岡県に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業(5トン以上)の許可枠数等の推移

年度	入漁許可枠	入漁希望隻数	入漁許可数
H18	60	25	25
H19	50	24	24
H20	50	16	16
H21	40	15	15
H22	40	15	15
H23	40	15	15
H24	30	14	13
H25	30	13	13
H26	30	13	13
H27	30	13	13
H28	30	13	13
H29	30	13	13
H30	30	13	13
H31	30	13	13
R2	20	12	11
R3	20	11	10
R4	20	11	11
R5	20	9	9
R6	20	7	6
R7	20	7	7
R8		7	

近県におけるいかつり漁業(5トン以上)の許可状況(令和8年1月30日現在)

組合名	福岡県		長崎県	山口県
	R8年度希望	R7年度許可		
唐津市	1	1	1	0
呼子町	0	0	3	2
鎮西町	3	3	6	2
小川島	3	3	2	0
外津	0	0	1	0
合計	7	7	13	4

福岡佐賀いかかご漁業協定書

令和8年1月20日

協 定 書

令和8年1月20日福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」において開催された第40回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㉞・㉟・㊱を順次に結ぶ三角区域）

点㉞ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㉟ シイネ西端

点㊱ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和8年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和8年1月20日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委員

畑 中 鶴 見

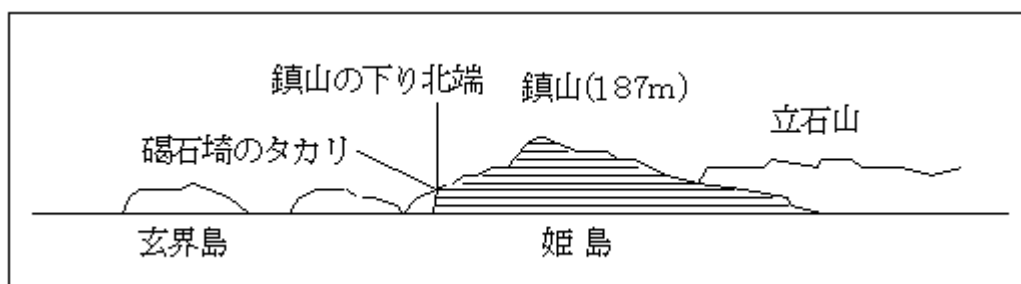
佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

委員

坂 本 安 則

※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点㊦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。

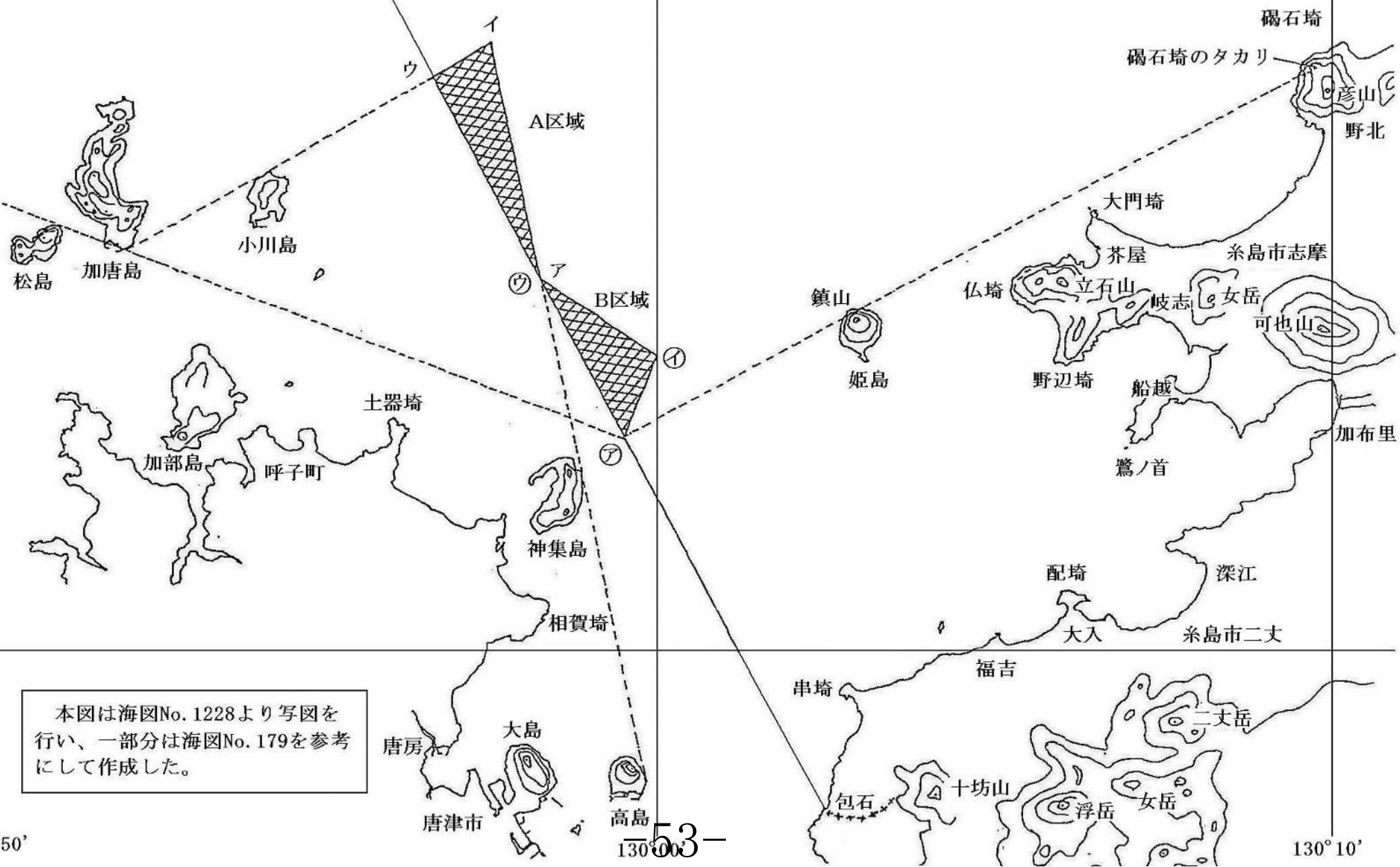


※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

40'

包石・名島本島の見通し線

包石・名島本島の見通し線



本図は海図No. 1228より写図を行
 い、一部分は海図No. 179を参考
 にして作成した。

129° 50'

130° 10'

第40回筑肥漁場協議会出席者名簿

日 時:令和8年1月20日(火) 14:00～

場 所:糸島漁業協同組合本所 大会議室

糸島市志摩岐志778-5

福 岡 県		佐 賀 県	
所 属	氏 名	所 属	氏 名
(漁業調整委員会委員) 筑前海区漁業調整委員会	畑 中 鶴 見	(漁業調整委員会委員) 松浦海区漁業調整委員会	坂 本 安 則
(漁業協同組合代表者) 糸島漁業協同組合 代表理事組合長 糸島漁業協同組合 船越地区代表理事	仲 西 利 弘 仲 西 高 志	(漁業協同組合代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所 神集島支所 運営委員 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所運営委員	岩 本 一 孝 折 尾 善 久
(漁業現業代表者) 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 船越支所 糸島漁業協同組合 深江支所	中 松 正 和 (欠 席) 谷 口 利 幸	(漁業現業代表者) 佐賀玄海漁業協同組合 唐津市統括支所神集島支所 佐賀玄海漁業協同組合 呼子町統括支所	西 元 千 年 藤 田 清 次
(漁業調整委員会事務局) 事務局長 技術主査 主任主事	池 浦 繁 中 川 清 山 田 菜美子	(漁業調整委員会事務局) 事務局長 主 事	荒 卷 裕 吉 田 友 香
(漁業管理課) 漁業調整係長 主任技師	松 本 昌 大 田 中 慎 也	(水産課) 漁業調整担当係長	伊 藤 毅 史
		(佐賀県玄海水産振興センター) 船舶運行・調査取締担当主査	板 橋 慶 治

水 産 第 4 1 2 9 号
令 和 8 年 1 月 1 9 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥義

延縄式たこつぼ漁業許可方針[長崎県入漁許可]について（諮問）

令和8年3月31日をもって許可期間が満了する佐賀県海域に入漁する長崎県たこつぼ漁業の許可更新に当たり、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

（担当 水産課漁業調整担当 吉田）

延縄式たこつぼ漁業許可方針〔長崎県入漁許可〕 (案)

第1 制限措置

1 漁業種類

たこつぼ漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

23隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線以西の佐賀県海域。

ア 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端

イ 佐賀県唐津市肥前町星賀鼻西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

ウ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点

エ 長崎県壱岐市石田町筒城崎東端

6 漁業時期

4月1日から8月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 長崎県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 長崎県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和8年2月2日から令和8年2月27日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和10年7月14日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が23件に到達した日以降から令和10年7月14日までまでの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

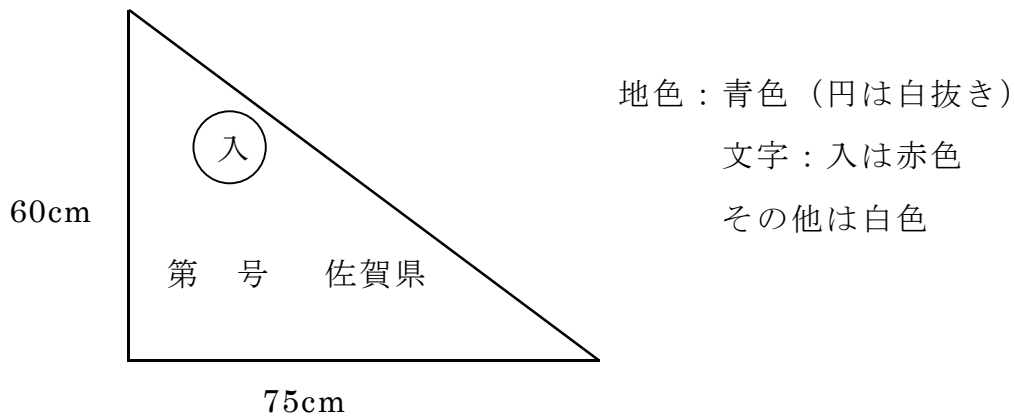
申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の長崎県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の長崎県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と、佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線を点エから壱岐島方向に延長した直線とによって囲まれた佐賀県海域（以下「特別区域」という。）で操業する場合は、次に定める標旗を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。

- ア 長崎県壱岐市石田町筒城崎東端
- イ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県松浦市鷹島町黒島西北端と佐賀県唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線との交点
- ウ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と長崎県壱岐市郷ノ浦町平島南端を結んだ直線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点
- エ 佐賀県唐津市肥前町大崎北端と佐賀県唐津市鎮西町馬渡島東端を結んだ直線の延長線と、長崎県平戸市大島村的山大島長崎鼻北端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点



- (3) 一般操業区域における1日の操業隻数は、18隻以内とし、特別区域においては、5隻以内とする。
- (4) 使用する幹縄は、長さ4,000メートル以内のもの1条とし、つぼ数は400個以内とする。
- (5) 特別区域で操業する場合は、幹縄の両端に水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、当該標識に住所、氏名及び許可番号を記載しなければならない。

水産 第 4288 号
令和 8 年（2026 年）1 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づく資源管理の状況等の報告について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、松浦海区における資源管理の状況等の報告の提出がありました。

つきましては、同条第 2 項および漁業法施行規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・吉田）

共同漁業権内容一覧表 [松浦海区]

第二種

免許番号 (松共)	漁業の名称 地区	雑魚小型定置網		雑魚磯建網		いか敷網		いかかご		あなごかご うけ含む		うなぎかご うけ含む		雑魚かご		しろうおやな		しろうお四手網	
		者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日	者 営 の 数 だ	延 操 日
1	浜崎	0	0	5	98			1	17	0	0			3	194				
2	満島	0	0	0	0					0	0	0	0	2	22				
3	高島	2	372	1	4			0	0	0	0			2	203				
24	妙見・唐房	1	19	1	11			0	0	0	0	0	0	3	60				
6	相賀	2	250	0	0			0	0	0	0			3	35				
7	神集島	1	186	2	73														
8	湊浜、湊岡・(屋形石)	0	0	3	28					0	0			0	0				
8	屋形石・(佐賀玄海湊浜、湊岡)	2	129	0	0					0	0			1	15				
9	小友、呼子町、呼子町浦方	0	0	0	0			0	0					0	0				
10	呼子町、呼子町浦方	0	0	0	0			0	0										
11	加部島、片島本部	2	128	0	0														
12	小川島	0	0	0	0			0	0										
13	名護屋、名護屋岡	1	93	0	0	0	0							0	0				
14	波戸	0	0	1	1									0	0				
15	名護屋、名護屋岡、串	4	398	0	0			0	0					0	0				
16	加唐島	1	75	3	106			0	0	0	0								
17	馬渡島			4	227					0	0								
18	外津・(佐賀玄海鎮西町串)	0	0	0	0			0	0	0	0			0	0				
19	(外津)	0	0	0	0			0	0	0	0			0	0				
19	仮屋	1	200	2	120			0	0	0	0			1	60				
20	肥前 牟形、菖津、京泊	2	124	0	0			2	72	0	0			2	66	0	0		
21	肥前 星賀、駄竹、向島、晴気	1	134	1	20			0	0	0	0			1	4			0	0
21	高串	0	0	0	0			0	0	0	0			3	34			0	0
22	大浦浜			6	134			0	0	0	0			3	9				
23	波多津			3	88			1	7	0	0			1	12				

第一種

免許番号 (松共)	第一種		第1種共同漁業権	第2種・第3種共同漁業権	漁場保全等の取組
	漁協名	地区	水揚量(kg)	水揚量(kg)	
1	佐賀玄海	浜崎	別添データの通り	別添データの通り	浮遊・堆積物の除去、海底耕耘、車エビ放流
2	佐賀玄海	満島	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・種苗放流(クルマエビ85,000・アカナマコ5,000)
3	佐賀玄海	高島	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の駆除(ムラサキウニ1,730kg 駆除) ・種苗放流(アカウニ70,000・バフンウニ20,000・アカナマコ4,000・アワビ3,000・ヒラメ34,000・クルマエビ67,000) ・資源管理協定締結
24	佐賀玄海	唐房・妙見	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・種苗放流(クルマエビ18,500・バフンウニ5,000・アカナマコ15,000) ・資源管理協定締結
6	佐賀玄海	相賀	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・種苗放流(バフンウニ60,000・アカウニ15,000・エゾアワビ3,000・アカナマコ5,000)
7	佐賀玄海	神集島	別添データの通り	別添データの通り	・海底耕耘 ・ガンガゼ駆除、ムラサキウニ駆除(各年11回) ・種苗放流【(無償・ヒラメ34,000・クエ3,000・アカウニ56,000・アカナマコ15,000・アオナマコ23,000)(有償・アカナマコ9,500・クロアワビ2,000・メガイアワビ8,100)】
8	佐賀玄海	湊浜、湊岡・【屋形石】	別添データの通り	別添データの通り	・海面清掃(岡、浜…7月に6回実施)、海底清掃(浜…7月に5回実施)、海底耕耘(浜…7月に7回実施) ・ガンガゼ駆除(浜…11月に4回実施) ・種苗放流【(無償…アカウニ24,000・アカナマコ14,000・ヒラメ33,000、有償…アカウニ16,000)(有償…アカウニ21,000・バフンウニ20,000・クルマエビ67,000、有償…アカウニ5,000・バフンウニ20,000)(回購入…アカウニ5,000・アカナマコ3,000※1万個発注・バフンウニ20,000)】
8	佐賀玄海	湊浜、湊岡・【屋形石】	8,076 主要な漁獲物は、アワビ、サザエ、ウニ	7,174	クロアワビ、バフンウニ、アカウニの種苗放流、多面的事業を活用しガンガゼの駆除、密漁監視
9	佐賀玄海	小友、(呼子町、呼子町浦方)	別添データの通り	別添データのとおり	海浜・海岸清掃
10	佐賀玄海	呼子町、呼子町浦方	別添データの通り	別添データのとおり	海浜・海岸清掃
11	佐賀玄海	加部島、片島本部	別添データの通り	別添データのとおり	・食害生物の除去(ガンガゼ) ・種苗放流(アカナマコ3,000・アオナマコ3,000・アカウニ28,000・ヒラメ33,000) ・海岸清掃
12	小川島	小川島	1240.61 内訳:アワビ422.70kg, サザエ382.90kg, なまこ30.00kg, ふのり405.01kg	0	佐賀県種苗法流推進事業でアカウニ20,000個、マナマコ6,000個、離島漁業再生事業交付金を利用してバフンウニ25,000個、アカナマコ8,000個放流。ガンガゼ駆除作業 21回
13	佐賀玄海	名護屋、名護屋岡	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・海岸清掃
14	佐賀玄海	波戸	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流(アカウニ4,000) ・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・海岸清掃
15	佐賀玄海	串 (名護屋、名護屋岡)	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流(ナマコ14,500・アカウニ196,000・バフンウニ1,800) ・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・海岸清掃
16	佐賀玄海	加唐島	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流(アカウニ23,000) ・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・海岸清掃
17	佐賀玄海	馬渡島	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流(アカウニ58,000・ヒラメ8,000・フグ2,000・ナマコ33,000・クエ1,500) ・食害生物の駆除(ガンガゼ) ・海岸清掃
18	外津	外津・(佐賀玄海鎮西町串)	アワビ20kg・サザエ60kg・ミナ60kg・ナマコ70kg 合計210kg	0	水産多面的事業(食害生物の除去・ウニ類)や種苗放流(アカウニ4千個・アカナマコ8千個・エゾアワビ5千個)を行っている。
19	仮屋	(外津)	0	0	
19	仮屋	仮屋	あわび 140kg さぎえ 2,100kg うに 100kg なまこ 260kg その他魚類 880kg	ぶり類 600kg まだい 80kg たこ 60kg その他魚類 1,180kg	種苗放流:町単事業エゾアワビ5,800個、アカウニ60,000個、県磯根資源アカウニ80,000個 食害生物(ガンガゼ)の駆除作業は、R6年度の多面的事業においては7名で17日間(延118名)
20	佐賀玄海	肥前 (牟形、菫津、京泊)	別添データの通り	別添データの通り	・海岸清掃 ・食害生物の除去(ガンガゼ) ・海底耕耘
21	佐賀玄海	肥前(星賀、駄竹、向島、晴気)	別添データの通り	別添データの通り	・食害生物の除去(ガンガゼ、ムラサキウニ) ・海岸清掃
21	佐賀玄海	高串	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流【(無償・アオナマコ3,000・ヒラメ33,000)(有償・アオナマコ20,000・クルマエビ20,000)】 ・漂流、漂着物、堆積物処理
22	大浦浜	大浦浜	73,900kg	6,500kg	ナマコ種苗放流:佐賀県事業で24,000、唐津市事業で20,000 海岸清掃(玄海クリーンアップ事業):R6.7.6実施 海面清掃(水産多面的事業):R6.8.31~9.2 海底清掃(水産多面的事業):R7.2.11~2.15
23	佐賀玄海	波多津	別添データの通り	別添データの通り	・種苗放流(アオナマコ16,000) ・海面、海底清掃

区画漁業権内容一覧表 [松浦海区]

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容		(3) 漁業の名称	(4) 漁業の時期		(5) 組合員行使権		(6) 漁場の活用状況			(7) 資源管理に関する取組の実施状況				
漁業権番号	免許者	関係支所		漁業権の種類	報告の対象期間	行使権者数	行使者数	活用状況(R5時点)	生産量(kg、尾、個)	生産額(円)	1. 漁業権行使規則の取組状況	2. 区画内漁業権内の漁場環境保全のため、実施している取組	3. その他の取組	備考	適切かつ有効に関する判断	
松区第201号	佐賀玄海漁協	浜崎	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	40m×10本	3,678kg	862,289	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	玄海水産振興センターのデータを見て研究している。	玄海水産振興センターへの協力			
松区第202号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	9	30cm×40m(尺玉式) 10本	2,820kg	620,400	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第203号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	9	30cm×40m(尺玉式) 10本	1,410kg	310,200	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第204号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	9	30cm×60m(尺玉式) 140本	7,050kg	1,551,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第205号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	9	30cm×30m(尺玉式) 10本	1,410kg	310,200	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第206号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	わかめ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	9	30cm×60m(尺玉式) 10本	1,410kg	310,200	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第251号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	こんぶ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	ロープ 1本	えさ目 500kg		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第252号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	こんぶ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	ロープ 4本	えさ目 2,000kg		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第253号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	こんぶ養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	7	ロープ 16本	えさ目 8,000kg		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第301号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	なし	実績なし							
松区第302号	佐賀玄海漁協	呼子	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	58	1	10m×10m筏 4基	トラウトサーモン 7,910尾	トラウトサーモン 21,302,000	行使規則を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第303号	佐賀玄海漁協	呼子	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	17	1	なし	実績なし						今後、生質を設置する予定	
松区第304号	佐賀玄海漁協	呼子	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	17	1	10m×10m筏 14基								
松区第305号	佐賀玄海漁協	呼子	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	3	1	10m×10m筏 31基	・アジ 17,000kg ・クエ 10,700kg ・トラウト11,000kg ・マサバ	・アジ 26,823,194 ・クエ 26,007,226 ・トラウト 13,594,112 ・マサバ 17,587,247	行使規則を遵守した。	漁場改善計画の内容を遵守した。	県が実施する調査・研究の協力	複数の区画漁業権を一体として生産活動を行っており、漁業権毎に区別することが難しいため、生産量・生産額は304・305号をまとめて記載する。		
松区第306号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	筏 16台	ハマチ 217,323尾	978,035,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、環境保全に取り組む				
松区第307号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	筏 27台	松区第306号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、環境保全に取り組む				
松区第308号	外津漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	8	7	10m×10m筏 37個	種苗導入数 マダイ13千尾 マサバ24千尾 マアジ51.5千尾 トラフグ10千尾 シマアジ6.5千尾	マダイ9,750,000円 マサバ1,180,850円 マアジ9,608,000円 トラフグ15,600,000円 シマアジ340,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	町と漁協で連携し、クリアウォーターカルサマリンを散布し、水質改善・魚病対策を行っている。	県が実施する調査・研究の協力			
松区第309号	外津漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	8	2	10m×10m筏 6個	種苗導入数 マダイ10千尾	マダイ11,700,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	町と漁協で連携し、クリアウォーターカルサマリンを散布し、水質改善・魚病対策を行っている。	県が実施する調査・研究の協力			
松区第310号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	6	1	10m×10m筏 20基	①出荷数量 マダイ 39,870kg	41,500,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場改善計画により適用数量の遵守に取り組む	底質浄化剤の散布により、漁場環境の改善を図った			
松区第311号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	6	5	10m×10m筏 80基	①出荷数量 マダイ 43,795kg フグ 18,550kg	マダイ 41,898,000円 フグ 53,186,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場改善計画により適用数量の遵守に取り組む	底質浄化剤の散布により、漁場環境の改善を図った	他者から漁場に関する問題提起がなされている	×	
松区第312号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	6	3	10m×10m筏 48基	松区第311号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場改善計画により適用数量の遵守に取り組む	底質浄化剤の散布により、漁場環境の改善を図った			
松区第313号	佐賀玄海漁協	肥前町	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	5m×5m×5m3台	クエ 50尾	実績なし	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力	令和6年度から種苗を導入しており、令和7年度から出荷見込み	
松区第314号	佐賀玄海漁協	肥前町	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	6m×6m×6m3台	クエ 50尾	実績なし	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力	令和6年度から種苗を導入しており、令和7年度から出荷見込み	
松区第315号	佐賀玄海漁協	肥前町	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	2	2	10m×10m 50台	松区第320号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第316号	佐賀玄海漁協	肥前町	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	5m×5m×5m2台	クエ 50尾	実績なし	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力	令和6年度から種苗を導入しており、令和7年度から出荷見込み	
松区第317号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	2	1	10m×10m筏 2個	①サバ 出荷94kg ②マダイ 出荷1,780kg	1,425千円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	樽を含む塗料は使用しない		県が実施する調査・研究の協力		
松区第318号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	2	2	10m×10m筏 41個	松区第320号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	樽を含む塗料は使用しない				
松区第319号	大浦浜漁協		第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	25	3	12m×12m 27台	真鯛 3700kg トラフグ 53340kg	35,450,000円 119,716,000円				他の区画と合算		
松区第320号	佐賀玄海漁協	波多津	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ以外)	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m筏 32台	①出荷数量 マダイ 37,000kg ブリ・ヒラマサ 47,000kg トラフグ 53,340kg	マダイ 35,450,000 ブリ・ヒラマサ 56,700,000 トラフグ 119,716,000	筏数の制限			県が実施する調査・研究の協力	生産実績は315号、318号、319号、320号の合算値	
松区第351号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	魚類小割式養殖業(くろまぐろ)	R6.1.1～R6.12.31	1	1	筏 4台	クロマグロ 22,397尾		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、環境保全に取り組む				
松区第401号	佐賀玄海漁協	加部島	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	17	1	なし	実績なし						今後、行使予定	
松区第402号	小川島漁協		第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	3.1m×3.1m×6m 3台	出荷数量 570個	105,562	漁業方法を遵守(養殖期間、養殖規模)	ガンガゼの駆除	県が実施する調査・研究の協力			
松区第403号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	ロープ 5本	松区第405号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第404号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	ロープ 1本	えさ目 10kg		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第405号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	筏 4台	あわび 59kg	384,500	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第406号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	筏 4台	うに 2kg	30,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第407号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	7	ロープ 47本	あわび、うに 352kg	2,401,223	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第408号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	ロープ 1本	実績なし	実績なし	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守				令和6年度は種苗の入手ができず生産無し(令和7年度も種苗を入手できていない)。令和8年度は生産できるように種苗入手に努めること。	
松区第409号	外津漁協		第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	0		実績なし						今後の行使の見込み無し(外津漁協回答)	
松区第410号	仮屋漁協		第1種共同漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	0		実績なし	0					今後、行使予定	
松区第411号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	介類小割式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	9	8	10m×10m1台	ひおうぎ 3,000枚	1,200,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第501号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m 4台	980kg	1,078,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第502号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m 4台	980kg	1,078,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第503号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m 4台	980kg	1,078,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第504号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m 10台	2,920kg	3,212,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第505号	佐賀玄海漁協	唐津市	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m 25台	3,890kg	4,279,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守			県が実施する調査・研究の協力		
松区第506号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	筏 6台、ロープ 5本	かき 1,735kg	1,022,321	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第507号	佐賀玄海漁協	鎮西	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	筏 20台	かき 2,204kg	1,930,750	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守					
松区第508号	佐賀玄海漁協 外津漁協	鎮西	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	筏 4台	松区第507号を含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	町と漁協で連携し、クリアウォーターカルサマリンを散布し、水質改善・魚病対策を行っている。	県が実施する調査・研究の協力			
松区第509号	外津漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	6	1	10m×10m筏 2個	種苗導入数7連	マガキ33,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	町と漁協で連携し、クリアウォーターカルサマリンを散布し、水質改善・魚病対策を行っている。	県が実施する調査・研究の協力			

区画漁業権内容一覧表 [松浦海区]

(1) 免許番号等			(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業の時期		(5) 組合員行使権		(6) 漁場の活用状況		(7) 資源管理に関する取組の実施状況				
漁業権番号	免許者	関係支所	漁業権の種類	漁業権の種類	報告の対象期間	行使権者数	行使者数	活用状況(R5時点)	生産量(kg、尾、個)	生産額(円)	1. 漁業権行使規則の取組状況	2. 区画内漁業権内の漁場環境保全のため、実施している取組	3. その他の取組	備考	適切かつ有効に関する判断
松区第510号	外津漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	6	2	10m×10m筏 1個	種苗導入数4連	マガキ18,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	町と漁協で連携し、クリアウォーターカルサマリンを散布し、水質改善・魚病対策を行っている。	県が実施する調査・研究の協力		
松区第511号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	7	10m×10m筏 25基	カキ 19,800kg	14,850,000円	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場環境保全のため、斃死したカキ殻は陸揚げし業者に引き取ってもらうこととする			
松区第512号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	2	張りロープ 2本		0	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場環境保全のため、斃死したカキ殻は陸揚げし業者に引き取ってもらうこととする		令和6年度からシングルシード方式で生産しており、令和7年度から出荷見込み	
松区第513号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	4	10m×10m筏 4基	松区第511号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	漁場環境保全のため、斃死したカキ殻は陸揚げし業者に引き取ってもらうこととする			
松区第514号	仮屋漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	7	0							貝毒発生時の避難漁場として活用	
松区第515号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	7m×7m30台	松区第533号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力	R7年度から生産開始	
松区第516号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	8	8	10m×10m5台	駄竹(3t)	1,500,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第517号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m2台			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第518号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m3台	晴気(1t)	811,700	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第519号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m2台							
松区第520号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	4	4	10m×10m筏 7基							
松区第521号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	4	1	10m×10m筏 1個	10,000kg	5,300,000	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第522号	佐賀玄海漁協	高串	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	4	0	10m×10m筏 1個			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第523号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 9台							
								140m ロープ 1本							
松区第524号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 20台							
松区第525号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 24台							
松区第526号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 19台							
松区第527号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19		70, 940kg	42, 564, 000円					
松区第528号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 35台							
								140m ロープ 11本							
松区第529号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	140m ロープ 30本							
松区第530号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	140m ロープ 38本							
松区第531号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19	14m×7m 筏 5台							
松区第532号	佐賀玄海漁協	波多津	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m筏 8台 6m×6m筏 3台	①出荷数量 7,930kg	4,809,500	筏数の制限		県が実施する調査・研究の協力		
松区第533号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	7m×7m16台	葛津(24t)	16,858,650	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第534号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	10m×10m5台	松区第517号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第535号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	12m×5m2カ所 7m×7m15台	松区第533号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守		県が実施する調査・研究の協力		
松区第551号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3								
松区第552号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19								
松区第553号	大浦漁協		第1種区画漁業権	かき垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	25	19		実績無し						
松区第601号	佐賀玄海漁協他3名	鎮西	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31				(松区第610・611に含む)					大浦浜から報告があれば実績ありとの事	
松区第602号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	9,400m	23429匁	171,758,206	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第603号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	2,600m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第604号	寺田 壮一	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1				漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第605号	宮崎 俊広	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1				漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第606号	宮崎 雅司	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1		松区第602号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第607号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3				漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第608号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3				漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第609号	宮崎 雅司他2名	肥前	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	2,400m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第610号	肥田 栄一他2名	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3		5, 352匁	25, 069, 000円					
松区第611号	肥田 栄一他2名	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	140m ロープ 36本							
松区第612号	伊万里真珠株式会社	大浦浜	第1種区画漁業権	真珠養殖業	R6.1.1～R6.12.31									R3年報告以降、行使の実態無し	×
松区第651号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	3,600m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第652号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	3,000m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第653号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	510m	松区第602号に含む		漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第654号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	3,110m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第655号	佐賀玄海漁協	肥前	第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	2	2	1,600m			漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	・漁場改善計画を遵守し、水質に取り組む	県が実施する調査・研究の協力		
松区第656号	大浦漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3								
松区第657号	大浦漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	14m×7m 筏 3台							
松区第658号	大浦漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3		実績無し						
松区第659号	大浦漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3	140m ロープ 14本							
松区第660号	大浦漁協		第1種区画漁業権	真珠母貝垂下式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	3	3								
松区第701号	佐賀玄海漁協	浜崎	第2種区画漁業権	くるまえばり築堤式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	2400	16,641	112,130,804	漁業の方法(養殖期間、養殖規模)を遵守	養殖日誌を詳細に記録し、エビの観察記録に努めている。	地元組合員との情報共有		
松区第702号	佐賀玄海漁協	波多津	第2種区画漁業権	くるまえばり築堤式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1	築堤3池 24,300㎡	①出荷数量 17,982kg	118,968,912					
松区第703号	佐賀玄海漁協	波多津	第2種区画漁業権	くるまえばり築堤式養殖業	R6.1.1～R6.12.31	1	1								
松区第801号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R6.1.1～R6.12.31	15		18,000㎡(保護区域 90㎡)							
松区第802号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R6.1.1～R6.12.31	15		21,500㎡(保護区域 107.5㎡)	10	12,000	保護区域設定	採捕期間指定			
松区第803号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R6.1.1～R6.12.31	15		14,700㎡(保護区域 73.5㎡)							
松区第804号	佐賀玄海漁協	波多津	第3種区画漁業権	あさり養殖業	R6.1.1～R6.12.31	15		14,700㎡(保護区域 70.8㎡)							

様式3

【資源管理の状況等の報告】

【免許番号】 松定第1号

【漁業権者】 神集島黒瀬村張大敷組合 【代表者名】 前田健一

(1) 定置網漁業権

令和6年

1 資源管理の状況等 令和6年4月～令和6年7月			
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組		定置休業等の取組	
・ その他の取組			
2 漁場の活用の状況			
述べ操業日数	水揚量	水揚げ金額	備考
83日	46,819.50	17,308,223	水揚実績の詳細は別添データのとおり

様式3

【資源管理の状況等の報告】

【免許番号】 松定第2号

【漁業権者】 大泊大敷 【代表者名】 西 明久

(1) 定置網漁業権

令和6年

1 資源管理の状況等 令和6年4月～令和6年7月			
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組		資源管理の為、年間10日以上 of 休業を実施	
・ その他の取組			
2 漁場の活用の状況			
述べ操業日数	水揚量	水揚げ金額	備考
59日	39,229.50	16,301,442	水揚実績の詳細は別添データのとおり ※3月までは水研機構の水揚なので4月より集計